



# 三鷹駅周辺市立定期利用駐輪場(A～E)ご利用案内

24 時間利用可 / 機械式ゲート自転車駐輪場 / 無人管理

※ご利用契約中は本利用案内を保管し、記載事項を守ってください。 2024. 3. 18 現在

## A さくら通り第 2 駐輪場

下連雀 3-21-30 (更新機あり)

## B 禅林寺通り第 2 駐輪場

下連雀 3-37-26 (更新機あり)

## C 上連雀二丁目駐輪場

上連雀 2-7-25 (更新機あり)

## D しろがね通り第 1 駐輪場

下連雀 3-30-2

## E 禅林寺通り第 3 駐輪場

下連雀 3-41-4

※利用料は A・B・C いずれかの更新機へお支払いください。



## 1. 定期利用料金

名称	所在地	三鷹市民 (市内在住)		三鷹市民以外	
		一般料金/月	学生等料金/月	一般料金/月	学生等料金/月
A さくら通り第 2 駐輪場	下連雀 3-21-30	2,000 円	1,700 円	2,200 円	1,900 円
B 禅林寺通り第 2 駐輪場	下連雀 3-37-26	2,000 円	1,700 円	2,200 円	1,900 円
C 上連雀二丁目駐輪場	上連雀 2-7-25	2,000 円	1,700 円	2,200 円	1,900 円
D しろがね通り第 1 駐輪場	下連雀 3-30-2	1,500 円	1,200 円	1,700 円	1,400 円
E 禅林寺通り第 3 駐輪場	下連雀 3-41-4	1,500 円	1,200 円	1,700 円	1,400 円

※「学生等」の料金は、学生・身体障がい者手帳や愛の手帳などを所持している方・生活保護受給世帯の方が該当します。また、学生等料金適用の方は、毎年 3 月に証明書の確認をさせていただきます。

## 2. 新規利用申し込みについて

【お申し込み先】

(駐輪場管理会社)株式会社まちづくり三鷹 対応時間 月～日 9:00～17:00(祝・年末年始を除く)  
〒181-8525 東京都三鷹市下連雀 3-38-4 三鷹産業プラザ 2 階  
電話 0422-40-9669 / FAX 0422-40-9750

① 所定の申し込み用紙に必要事項をご記入の上、直接管理会社窓口へ提出してください。  
先着順でお受けします (申し込み用紙は、窓口またはホームページで入手可)。

駐輪場サイト [https://www.mitaka.ne.jp/bicycle\\_parking/](https://www.mitaka.ne.jp/bicycle_parking/)

② 手続きには、氏名と住所確認ができる本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など) の提示が必要です。窓口で証明書をご提示ください。

③ 学生等料金適用を希望される方は、学生証、合格証、身体障がい者手帳、生活保護受給者証などの証明書類の提示が必要です。窓口で、証明書をご提示ください。

④ 受付後定期利用券 (IC カード) を発行し、窓口でお渡しします。その後利用開始期限 (カードを発行した日から 10 日以内) までに、ご自身で駐輪場内設置の定期利用更新機で利用料を入金し、定期利用を開始してください。

※窓口までご来社が難しい場合は、お問合せください。



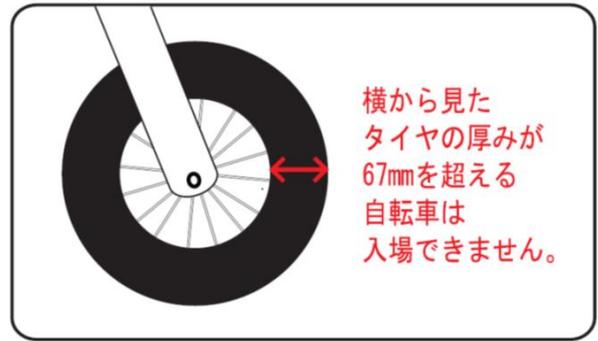
### <ご注意>

※満車の場合は空き待ち受付とし、空きが出た場合にご連絡します。その際、ご案内の期限内にお手続きされなかった場合は、権利放棄とみなし、次にお待ちの方に順番をお譲り頂きますのでご了承ください。

※三鷹市自転車安全講習会受講者は、受講番号/交付日をご記入ください。受講者は、空き待ちの優先順位があがります。

※駐輪場ごとのご契約になりますので、駐輪場を変更される場合は新規契約となります。その際は定期利用券発行手数料が別途必要となります。

※横から見たタイヤの厚みが 67mm を超える自転車はご利用できません。その他、利用できる自転車規格については、管理会社にお問合せください。



## 3. 定期利用の更新(ご入金)・解約について

- 更新機：24 時間利用可
- 更新機のある駐輪場：A さくら通り第2 駐輪場、B 禅林寺通り第2 駐輪場、C 上連雀二丁目駐輪場  
※上記のどの更新機を使っても、定期利用料金のお支払いができます。
- 利用期間は、更新（入金）時に、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月から選ぶことができます。
- 定期利用券(IC カード)、駐輪シール、つり銭、領収書の取り忘れにご注意ください。

### 【更新機の使い方】

- 画面の定期券更新ボタンを押してください。
- 定期券を読取口に挿入してください。
- 定期購入更新期間を選択してください。
- 内容を確認し「発行」ボタンを押してください。
- 表示された料金をお支払いください。  
領収証の必要な方は「領収証」ボタンを押してください。
- 定期更新完了です。  
読取口から定期券が戻ります。
- 発行口から、シールを取り出し、自転車の後部に貼ってください。

### 【初回更新手続き(ご入金)について】

- 申込み受付日より 10 日以内に、更新機で初回更新手続き（料金のご入金）をしてください。  
ご入金日にご利用開始日となります。
- 初回更新手続き時に、利用料金のほかに発行手数料 500 円が加算請求されます。
- 更新機から発行される駐輪シールには利用期限日が記載されています。  
必ずご確認の上、後輪泥除けなど自転車の見えやすい位置に貼ってください。

### 【継続更新手続き(ご入金)について】

- 更新期限内に更新機で利用料をお支払いいただくことで、利用が継続できます。  
更新期限内にご入金されず更新期限が過ぎた場合は、**自動解約**となりますのでご注意ください。
- 定期利用の継続更新は、3.に記載の駐輪場に設置してある更新機で、必要な月数（1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月から選択可）の利用料金をお支払いください。

●利用期限日の10日前から、10日後までの間に更新手続きができます。ただし、その場合でも、更新起算日は利用期限日の翌日となります。

●利用期限日が過ぎてから10日間手続きをされない場合は、更新切れとなり利用契約は無効となります(利用期限日は駐輪シールでお確かめください)。その後の利用を希望される場合は、再度新規の申し込み手続きをしていただく必要があり、満車の場合は「空き待ち」となります。



※更新期限切れは自動解約となります

●学生等料金適用の方は、毎年3月に料金適用の証明書確認が必要です。詳しくは、駐輪場に都度掲示のご案内等にてご確認ください。

### 【途中解約について】

●契約途中の解約は、所定の手続きが必要です。返金が発生する場合は、1ヶ月単位で残金を計算し返金します。(日割り計算での返金はできません) 詳しい手続き方法は、管理会社へお問い合わせください。

## 4. 定期利用券(ICカード)の取扱について

\*カード裏面に記載の取扱い注意事項をご確認ください。

- 定期利用券の取扱には十分ご注意ください。折り曲げたり、高温の場所に置いたりしないでください。
- 定期利用券は契約者(利用申込者)以外の方に譲渡、または貸与できません。
- 紛失・盗難・破損の際は直ちに管理会社までご連絡ください。  
(ICカードデータ不良を除く再発行の場合は、再発行手数料500円がかかります)

## 5. 入場方法について

### 入場方法

定期利用

- 

前輪を足元の識別機に通過させてください。
- 

定期券を「定期券パネル」に当ててください。
- 

ゲートバーを押して入場してください。

●入場ゲートでは、自転車の前輪を足元の識別機(センサー)を通過させてから、定期券パネルに定期利用券を当ててください。

その際に、定期利用券を他のICカード(スイカ・パスモ・クレジットカード等)と一緒に定期券パネルに当てると、データ読み取りに不具合が生じ、ゲート操作ができない場合があります。

エラーが生じた場合は、あわてず一度自転車を黄色線まで戻してゲート機器をリセットしてください。

●自転車なしで入退場される場合は、定期利用券で入退場ゲートを通らず、「歩行者用出入り口」をご利用ください。

※定期利用券で自転車の入退場のデータ管理をしています。一度退場処理をすると、次に自転車で退場しようとしたときに出入りできなくなりますのでご注意ください。

### <ご注意>

※定期利用券をお忘れの場合は、駐輪場はご利用いただけません。

※定期利用券の利用期限切れ、更新期限切れにご注意ください。ゲート非解錠の原因になります。

※ゲート操作に不具合がある際カード内データの破損の場合があります。管理会社へお問い合わせください。

## 6. 駐輪方法について

- 場内は駐輪区画の指定はありません。駐輪は場内のラックに停めてください。大型自転車やタイヤの小さな自転車、また体のご不自由な方は、優先駐輪スペース「思いやりゾーン」をご利用ください。
- タイヤの形状などによる不安定な状態の駐輪とならないよう、場内の安全にご配慮ください。
- 駐輪場利用時、何かお困りの際は、インターフォンにてサポートセンターへご連絡ください。インターフォンは、更新機または出口ゲート認証機（定期券パネルのある機械）に設置しています。

## 7. 退場方法について

### 退場方法

#### 定期利用

- 

定期券を「定期券パネル」に当ててください。
- 

ゲートバーを押して退場してください。

- 自転車なしで退場される場合は、歩行者用出入り口をご利用ください（定期利用券で入退場のデータ管理をしています）。
- 退場時、歩行者・自動車などにご注意ください。

## 8. その他ご利用上の注意事項など

- ・定期利用はご契約された駐輪場をご利用ください。それ以外の場所ではご利用はできません。駐輪場は機械式ゲートを使って入退場いただきます。24時間利用できます。
- ・利用料金をお支払いいただいた自転車以外は駐輪できません。
- ・定期利用を更新する場合は、3ヶ所の駐輪場にある更新機をご利用ください。定められた期間内に更新手続きを行わないと、利用を継続することができなくなります。
- ・定期利用契約失効より一定期間を経過しても引取りのない自転車は、放置自転車とみなし撤去の対象となります。
- ・この駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、駐輪場における自転車の事故/盗難/破損/災害等について、三鷹市及び管理会社は一切責任を負いません。
- ・駐輪場内で不適切な行為、または係員の指示に従っていただけない場合は、駐輪場の利用をお断りすることがあります。
- ・駐輪場内には思いやりゾーンがあり、大型自転車や体のご不自由な方の優先駐輪スペースです。
- ・駐輪場内では自転車から降りて歩いてください。盗難防止のため駐輪の際は必ず鍵をかけてください。また、自転車は駐輪区画内に止め、通路などに放置しないでください。
- ・駐輪場内や、ほかの方の自転車カゴにゴミを捨てないでください(防犯カメラ作動中)。
- ・駐輪場ご利用の際は、場内掲示のご案内・利用規約等をご確認いただき、それを守ってください。
- ・一部の特殊自転車、太いタイヤの自転車はゲートのセンサーで識別できず、ご利用いただけません。利用できる自転車の規格については管理会社へお問合わせください。
- ・駐輪場内では、お互いに譲り合って気持ちよく利用できるようお願いいたします。